

議 事 日 程

令和7年4月28日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専第1号 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

専第2号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第9号）

専第3号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専第4号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）

専第5号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第5 議案第36号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

（追加日程）

日程第6 議長辞職の件

日程第7 議長の選挙

日程第8 副議長辞職の件

日程第9 副議長の選挙

日程第10 常任委員会委員の選任の件

日程第11 議会運営委員会委員の選任の件

日程第12 同意第2号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（7名）

1番 安 江 真 治

2番 安 保 泰 男

3番 安 江 健 二

4番 今 井 美 和

5番 今 井 美 道

6番 桂 川 一 喜

7番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

副 村 長 桂 川 憲 生

教 育 長 今 井 竜 生

総 務 課 長 伊 藤 秀 人

総 務 課 課 長 神 戸 正 紀

村民福祉課長 安 江 真紀子

村民福祉課課長 安 江 由 次

村民福祉課課長 桂 川 のぞみ

産業建設課長 今 井 信 和
教 育 課 長 渡 辺 泰 司
会 計 管 理 者 田 口 こず江

産業建設課課長 辻 普 稔
診療所事務所長 若 井 純

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和7年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男さん、3番 安江健二さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから専第5号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの5件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人さん。

○総務課長（伊藤秀人君）

失礼します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和7年4月28日提出、東白川村長。

記1. 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（別紙）。2. 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第9号）（別紙）。3. 令和6年度東白川村国民健康保険特別会

計補正予算（第5号）（別紙）。4. 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。5. 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）（別紙）。

次のページをお願いします。

専第1号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和7年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

3月議会定例会において、人事院勧告に基づき、東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお認めいただいたところでございますが、その際に扶養手当の改正と給料表の切替表の追加が必要でしたが、上程することを遺漏しておりましたので改めて提出させていただくものでございます。大変申し訳ございませんでした。

東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

別冊の新旧対照表を御覧ください。

東白川村職員の給与に関する条例。

初めに、東白川村職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

右が現行で、左が改正後、案でございます。

まず、扶養手当、第14条第2項第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「扶養親族」の次に「（以下「扶養親族たる子」という。）」を加え「6,500円」を「1万3,000円」に、「同」を「前」に改め、「第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「（以下「扶養親族たる子」という。）」を削り、「1万円」を「6,500円」に改め、第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、第5項、前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めるを加えます。

次に、第15条を削除します。

次に、住居手当です。第15条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加えます。

次に、管理職員特別勤務手当、第23条の2第1項中「勤務」の後に「を」を加え、第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を、「勤務」の次に「を」を加え、第3項中「場合」の次に「の区分」を、「額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して村の規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して村の規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）」を削ります。

次に、東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正は、別表、号級の切替表を追加するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

35ページから38ページが行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、つまり一般行政職に適用される切替表でございます。

38ページから40ページが医療職俸給表（一）の適用を受ける職員、つまり診療所に勤務する医師に適用される切替表でございます。

40ページから43ページが医療職俸給表（二）の適用を受ける職員、つまり診療所等に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士及び栄養士に適用される切替表です。

43ページから46ページが医療職俸給表（三）の適用を受ける職員、つまり助産師、看護師、准看護師などに適用される切替表です。

35ページの行政職俸給表を御覧ください。

3級は主査級、4級は係長級、5級は課長補佐級、6級は総務課長を除く課長級、7級は参事・総務課長職級でございます。

見方は表の左側が旧号級で、左から2列目以降が新号級となります。

36ページを御覧ください。

例えば主査級の3級、左から2列目ですが、旧号級24号級が新号級では20号級へと切り替わります。課長補佐級の5級、左から4列目でございます。旧号級44号級が36号級へと切り替わります。

対応する給料表は3級では現行と改正後に比べますと、ともに28万6,800円です。5級の課長補佐級を見ますと、ともに37万4,500円です。このように御覧いただきたいと思います。

本文の17ページにお戻りください。

附則、（施行期日等）1. この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）2. 令和7年年4月1日の前日において、東白川村職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）3. 切替日前に職務の級を異にする異動した職員及び村長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動または当該に準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）4. 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の給与条例第14条の規定による適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

以上でございます。

次に、何枚かおめくりいただきまして、補正予算の説明をいたします。

専第2号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億657万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年3月31日、東白川村長。

2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、7ページの第2表 地方債補正を御覧ください。

第2表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法については変更前と変更後が同じですので省略させていただき、変更点のみ御説明いたします。

起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額9,810万円を変更後限度額9,220万円に590万円引き下げます。

過疎対策事業（ソフト）、変更前限度額3,630万円を変更後限度額3,290万円に340万円引き下げます。

公共事業等、変更前限度額5,050万円を変更後限度額3,990万円に1,060万円引き下げます。

防災対策事業、変更前限度額1,020万円を変更後限度額920万円に100万円引き下げます。

緊急自然災害防止対策事業、変更前限度額780万円を変更後限度額750万円に30万円引き下げます。以上です。

次に、10ページから12ページの事項別明細書を省略させていただき、13ページをお開きください。

今回の補正は3月31日付の専決補正となっており、そのほとんどが事業費の確定による額の増減が主なものとなっておりますので、その点を御理解いただきながら、ただいまから説明をいたします。

2. 歳入。

2款1項1目地方揮発油譲与税9万2,000円の追加です。

2項1目自動車重量譲与税170万6,000円の追加です。

5項1目森林環境譲与税83万9,000円の減額です。

3款1項1目利子割交付金3万8,000円の追加です。

4款1項1目配当割交付金122万1,000円の追加です。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金207万2,000円の追加です。

6款1項1目地方消費税交付金1,105万3,000円の追加です。説明欄を御覧ください。地方消費税

交付金が305万7,000円の追加、社会保障財源交付金が799万6,000円の追加です。

7款1項1目環境性能割交付金221万3,000円の追加です。

2目旧法による自動車取得税交付金27万7,000円の追加です。

9款1項1目法人事業税交付金428万5,000円の追加です。

10款1項1目地方交付税9,661万1,000円の減額です。説明欄を御覧ください。普通交付税が1億4,392万4,000円の減額と特別交付税で4,731万3,000円の追加です。

11款1項6目農林水産業費分担金82万4,000円の減額です。説明欄を御覧ください。農用地等修繕工事分担金11万5,000円の減額と農業用施設等修繕工事分担金70万9,000円の減額です。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

2項3目民生費負担金32万4,000円の追加です。説明欄を御覧ください。認可保育所措置児童保育料の増額でございます。

12款1項2目総務費使用料17万円の減額です。説明欄を御覧ください。総務管理費使用料としまして、CATV使用料の（一般加入分）が5万3,000円の減額、インターネット利用料が11万7,000円の減額でございます。

3目民生費使用料6万2,000円の減額です。老人福祉費使用料で、せせらぎ荘の利用料（居室利用料）の減額でございます。

7目商工費使用料7,000円の追加です。商工費使用料でエコトピア住宅の使用料の追加でございます。

10目教育費使用料21万1,000円の追加です。保健体育費使用料で、説明欄を御覧ください。総合運動場使用料が7万2,000円の追加、学校開放施設使用料が13万9,000円の追加です。実績によるものでございます。

2項4目衛生費手数料18万7,000円の減額です。廃棄物対策費手数料としまして、説明欄を御覧ください。可燃ごみ袋代が29万9,000円の減額、不燃ごみ袋代2万3,000円の減額、粗大ごみシール代13万7,000円の増額追加、廃油回収容器貸出手数料2,000円の減額、いずれも額の確定によるものでございます。

8目土木費手数料3,000円の減額です。説明欄を御覧ください。屋外広告物許可申請手数料でございます。

13款2項2目総務費国庫補助金463万1,000円の減額でございます。総務管理費補助金としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額の確定による減額でございます。

3目民生費国庫補助金3万8,000円の追加です。児童福祉総務費補助金で、子ども・子育て支援交付金（子育て支援）の分でございます。10万5,000円の追加です。それと出産・子育て応援交付金6万7,000円の減額、これにつきましては、補助対象基準額の改定による増額となっております。子ども・子育て支援交付金です。

4目衛生費国庫補助金8万9,000円の追加、予防費補助金としまして、感染症予防事業費等補助金の追加でございます。

8目土木費国庫補助金1,403万9,000円の減額でございます。道路橋梁費補助金で道路メンテナンス補助金の額の確定による減額でございます。小峠橋補修設計委託分でございますが、内示額が要望より少なかったため、令和7年度に事業を送ったため全額、皆減としております。それと佐広橋、宮洞橋の事業費の確定に伴う減額でございます。

3項3目民生費国庫委託金48万2,000円の減額。住民福祉費委託金で国民年金事務委託金49万7,000円の減額、それと年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金1万4,000円の追加でございます。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。5節の児童福祉総務費委託金は、特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定による1,000円の追加でございます。

14款2項2目総務費県補助金70万2,000円の減額。総務管理費補助金で、自主運行バス運行費補助金9万9,000円の追加で、空家等除去費支援事業費補助金33万3,000円は皆減となっています。地域少子化対策重点推進交付金46万8,000円、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

3目民生費県補助金299万7,000円の減額。福祉医療費の補助金としまして、福祉医療費助成事業補助金318万円の減額、福祉医療運営費補助金6万1,000円の減額、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、5節の児童福祉総務費補助金は、子ども・子育て支援交付金（子育て支援）の部分でございます。これにつきましては、補助対象基準額の改定による増額で10万5,000円の追加です。出産・子育て応援交付金は6万1,000円の減額、第二子以降出産祝金支給事業補助金は20万円の追加です。

4目衛生費県補助金1,000円の追加です。廃棄物対策費補助金として、立入検査市町村交付金の額の確定に伴う追加でございます。

6目農林水産業費県補助金2,581万円の減額。農業費補助金としまして、経営所得安定対策推進事業補助金27万5,000円の減額と強い農業づくり総合支援交付金2,383万9,000円、これにつきましては、トマト選果施設の事業費の確定に伴う減額でございます。林業費補助金では、野生鳥獣被害防止助成金2万4,000円の減額、県単治山整備事業補助金95万円の減額、野生鳥獣保護管理推進事業補助金22万5,000円の減額、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金49万7,000円の減額、いずれも事業費の確定に伴う減額です。

7目商工費県補助金30万円の減額。商工費補助金としまして、清流の国ぎふ移住支援補助金の額の確定に伴う減額でございます。

10目教育費県補助金3万1,000円の追加。社会教育費補助金で放課後子ども教室推進事業補助金3万5,000円の減額、学習指導員等配置事業補助金6万6,000円の追加、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、15款2項2目不動産売払収入45万円の追加。土地売払収入として、中通地内の土地の売払いをいたしましたので、その収入分でございます。

16款1項2目指定寄附金1,235万3,000円の追加。ふるさと思いやり基金指定寄附金の額の確定に伴う追加でございます。

17款 1 項18目森林環境譲与税基金繰入金295万2,000円の減額。森林環境譲与税基金の繰入金、額の確定に伴う減額でございます。

19目農用地等保全対策基金繰入金32万9,000円の減額。

18項 1 項 1 目繰越金 1 億5,136万円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

19款 4 項 4 目雑入776万7,000円の減額。CATV災害保険金で5万6,000円の減額、フォレストスタイル使用料で59万3,000円の減額。保育士給食代から財団法人とうしん地域振興協力基金助成金までは、それぞれ事業費の確定に伴う増減でございます。また、トマト選果施設整備事業白川町の負担金599万9,000円を減額しております。これにつきましては事業費の確定に伴い、負担分の減額となっております。子育て短期支援利用料、それから道路新設改良事業負担金返還金につきましては御覧の内容となっております。

20款 1 項 3 目民生債30万円の減額。高校生通学支援事業分でございます。

4 目衛生債300万円の減額。予防接種事業分でございます。

6 目農林水産業債690万円の減額。県営農道事業負担金、それからトマト選果施設整備でそれぞれ280万円、310万円の減額でございます。もう一つ、自然災害防止事業（県単治山）事業分の減額でございます。

8 目土木債1,090万円の減額。公共事業等債で、道路メンテナンス補助事業660万円の減額と交通安全対策（通学路緊急対策）補助事業400万円の減額でございます。緊急自然災害防止対策事業債として、五加地内の落石対策事業の事業費の確定に伴う減額でございます。

10目教育債10万円の減額。過疎対策事業債でAETの招致事業費の確定に伴う減額でございます。

3. 歳出。

歳出につきましては、会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、人件費として説明をさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目議会費48万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。議会運営費で13万7,000円の減額でございます。駐車料金等で1万2,000円、視察入場料で1万4,000円、それぞれ減額です。負担金で、全国市町村国際文化研修所負担金で11万1,000円の減額でございます。議会事務局費34万6,000円の減額、職員手当等、それから需用費の書籍等購入費で2万5,000円の減額、研修・会議等賄で1万3,000円の減額、使用料では、有料道路料金5,000円の減額と駐車場料金5,000円の減額でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費318万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費で254万4,000円の追加でございます。人件費と、それから需用費で消耗品1,000円の減額、これについては冊子購読料でございます。電気使用料が確定に伴い100万円の減額でございます。役務費では、停電検査による休日時間外手当3万3,000円の減額と、積立金では、ふるさと思いやり基金積立金1,235万3,000円の追加でございます。職員研修費17万円の減額、普通旅費で5万9,000円の減額と職員資格取得費補助金で11万1,000円の、こちらは皆減でございます。総務管理費各種負担金では2万円の減額でございます。負担金で、職員研修負担金が1万6,000円の減額、可茂地

区犯罪被害者等支援連絡協議会負担金で4,000円の減額でございます。自治会等運営支援事業9,000円の減額、郵便料でございます。公共交通事業84万円の追加、地域公共交通会議役員報酬で3万円の減額、それから需用費では、つちのこバスの事務室等燃料費、灯油代ですね、6万9,000円の減額、それから電話料と回線使用料等で10万円の減額でございます。それから、自主運行バスの運営補助金として103万9,000円の追加でございます。これにつきましては、濃飛バスの補助金でございます。確定によるものです。特定財源では9万9,000円の追加となっておりますが、県費の自主運行バス運行費補助金でございます。

続いて、3目財政管理費1億5,000万円の追加。説明欄を御覧ください。財政調整基金の積立金でございます。

5目財産管理費41万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。庁用車管理費で14万4,000円の減額、手数料で公用車両の洗車代4万4,000円の減額と、使用料では車借上料10万円の減額でございます。これにつきましては、村長車のリース料1か月分の減額でございます。物件管理費につきましては財源補正でございます。中通地内の土地の売却収入が入りましたので財源補正をいたします。行政情報化推進費27万3,000円の減額、委託料で庁内LAN保守委託料18万4,000円の減額と、使用料ではオンラインサービス使用料8万9,000円の減額、いずれも額の確定に伴うものでございます。

6目企画費203万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。企画費一般で111万3,000円の減額、委託料では特定空家調査委託料10万円の減額、令和6年度の該当はありませんでしたので皆減でございます。負担金では可茂地域活性化委員会負担金1万3,000円の減額、補助金では老朽危険空き家等解体支援事業補助金100万円の減額です。こちらも対象事業がなかったため皆減となっております。

続いて、官民協働のむらづくり体制構築事業21万5,000円の減額。使用料では駐車料金5,000円と視察施設入場料1万円、それぞれ減額でございます。補助金では、がんばる地域づくり補助金20万円の減額、これにつきましては、予定しておりました団体から申請がありませんでしたので20万円を減額するものでございます。日本で最も美しい村推進事業8,000円の減額、視察等賄でございます。結婚推進対策事業、補助金で結婚新生活支援事業補助金70万1,000円の減額、事業費の確定に伴うものでございます。特定財源では、県費の地域少子化対策重点推進交付金が減額となっております。

7目交通安全対策費85万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。交通安全対策費で85万4,000円の減額、凍結防止対策用品45万円の減額、それと電気使用料40万円の減額、郵便料4,000円の減額でございます。

10目地域情報化事業費40万円の減額。説明欄を御覧ください。CATV一般管理費、それとCATV番組等制作運営費につきましては財源補正でございます。CATV機器管理運営費40万円の減額、使用料で電柱共架料の額の確定に伴うものでございます。

12目地方創生事業費4,000円の減額。説明欄を御覧ください。郵便料の減額でございます。

14目物価高騰対策費60万円の減額。説明欄を御覧ください。調整給付金事業（給付金・定額減税

一体支援)の部分でございます。60万円の減額。定額減税を補足する給付金の額の確定に伴う減額でございます。あわせて、国庫補助金の臨時交付金についても、こちらは増額となっております。

2項1目税務総務費10万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。税務総務費、期末手当の部分でございます。

2目賦課徴収費55万円の減額。賦課徴収費で、事務用消耗品の確定によるものでございます。税務情報化推進費は25万円の減額で、委託料としまして、住民情報システム電算処理委託料(徴税関係)の部分でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費9万8,000円の減額です。説明欄を御覧ください。人件費の減額でございます。

2目住民情報処理費24万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。戸籍システムクラウド化に伴う住基ネットファイアウォール設定変更委託料の額の確定に伴う減額でございます。

4項1目選挙管理委員会費2万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。選挙委員会費で委員等の費用弁償の減額、それから参考図書代、書籍等購入費の1万円の減額でございます。それから、衆議院議員選挙7,000円の減額、参考図書代の減額でございます。

5目岐阜県知事選挙費1万円の減額。こちらについても参考図書代の減額でございます。

5項1目統計調査費9,000円の減額。統計調査費一般で事務用消耗品費の減額でございます。それと郵便料の減額1,000円でございます。

6項1目監査委員費6,000円の減額。説明欄を御覧ください。費用弁償で、監査委員さんの費用弁償3,000円の減額と郵便料3,000円の減額でございます。

3款1項1目住民福祉費234万5,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般で共済組合負担金の減額、それと国民年金事務費につきましては財源補正でございます。特定財源では、国民年金事務費委託金も併せて減額となっております。それから、国民健康保険特別会計繰出金150万円の減額でございます。法定内の部分の繰出金でございます。特定財源では、社会保障財源交付金の追加でございます。後期高齢者医療費74万円の減額、療養給付費の負担金でございます。こちらにつきましても、社会保障財源交付金の増額となっております。

2目福祉医療費461万8,000円の減額。説明欄を御覧ください。福祉医療費で461万8,000円でございます。手数料では審査支払手数料11万8,000円の減額、それから扶助費では重度心身障害者医療費350万円の減額とこども医療費100万円の減額でございます。いずれも給付費の確定でございます。

3目保健福祉費129万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。介護保険特別会計繰出金、繰出金、介護保険料の軽減事業分1,000円の追加でございます。保健福祉費一般は26万9,000円の減額でございます。人件費、それから需用費では講師賄5,000円の減額、使用料では駐車料金等で5,000円の減額、負担金では郡社会福祉関係団体負担金1万1,000円の減額でございます。障がい者福祉一般13万7,000円の減額、旅費では職員普通旅費5,000円の減額、負担金では発達相談員負担金13万2,000円の減額でございます。これにつきましては皆減となっておりますが、白川町のこども発達支援教室の部分でございますけど、職員が辞職をしたため、負担金としましては皆減とさせていただいて

おります。障がい福祉サービス事業、返還金で過年度障害者自立支援給付費等県費負担金返還金でございします。15万2,000円の追加、平成30年度事業分でございします。福祉生活支援事業12万1,000円の減額、消耗品費で事務用消耗品1万1,000円の減額、それから福祉生活支援ごみ袋代11万円の減額でございします。

続きまして、【重点支援】の低所得者世帯支援給付金事業（新たな非課税世帯等給付金）でございします。こちらは事業の確定に伴う財源補正でございします。国庫支出金の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金が減額となっております。もう一つ、【重点支援】で低所得者世帯支援給付金事業（住民税非課税世帯）の部分でございします。補助金で低所得世帯支援給付金（非課税世帯）が84万円の減額、子育て加算給付金が8万円の減額、いずれも事業費の確定に伴うものでございします。

4目の老人福祉費33万円の減額でございします。説明欄を御覧ください。老人ホーム入所措置事業、こちらは財源補正でございします。それから、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）分、こちらもち財源補正でございします。生活援助員設置事業も財源補正でございします。地域包括支援センター運営事業14万1,000円の減額でございします。職員手当等の人件費、それから需用費では事務用消耗品費で9,000円の減額、手数料では成年後見申立手数料1万円の減額、使用料では駐車場使用料5,000円の減額でございします。地域福祉計画推進事業2万1,000円の減額、消耗品費で事務用消耗品費の減額でございします。神土交流サロン運営事業、それと介護予防包括事業、それから五加交流サロン運営事業につきましては財源補正でございします。財源につきましては、社会保障財源でございします。高齢ドライバー安全対策事業3,000円の減額、補助金で、高齢者安全運転支援補助金（運転免許証自主返納支援事業）の部分でございします。人生100年時代健康増進事業16万5,000円の減額、職員普通旅費で5,000円の減額、郵便料で16万円の減額でございします。

2項1目児童福祉総務費208万4,000円の減額です。説明欄を御覧ください。児童手当交付事業につきましては、財源補正でございします。子育て支援総合推進事業158万6,000円の減額でございします。報償費では出産祝い金10万円の減額、役務費の手数料でクリーニング代が1万円の減額、病児・病後児保育看護手数料3万2,000円の減額、こちらについては、病後児保育の利用が令和6年度はありませんでしたので皆減となっております。委託料で、学童保育事業支援員委託料30万円の減額と子育て短期支援事業委託料16万2,000円の減額、出産・子育て応援ギフト業務委託料36万2,000円の減額、額の確定に伴うものでございします。補助金では、高校生通学支援補助金23万3,000円の減額、地域定住促進奨学金等返済支援補助金38万7,000円の減額、いずれも額の確定に伴うものです。子育て支援室運営事業49万8,000円の減額、人件費の減額でございします。

2目認可保育所費590万円の減額です。説明欄を御覧ください。みつば保育園運営費で590万円でございします。人件費、それから燃料費の園舎燃料費20万円の減額と施設修繕料20万円の減額、バス借上料25万5,000円の減額でございします。

4款1項1目保健衛生総務費120万円の減額。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費一般で119万7,000円の減額、会計年度の人件費、それから其他人件費と、それから旅費で技術者費用弁償の6万8,000円の減額、技術者委託料10万円の減額。負担金では広域災害・救急情報システム運営

負担金5,000円の減額、補助金であじさい専門学校補助金3,000円の減額となっております。狂犬病予防事業では3,000円の減額、新聞折込料でございます。

2目予防費88万8,000円の減額。説明欄を御覧ください。予防接種事業69万9,000円の減額です。旅費1万5,000円の減額、それから事業用消耗品で1万5,000円の減額、補助金では予防接種等助成金66万9,000円の減額でございます。事業費の確定でございます。がん検診につきましては、財源補正でございます。未熟児養育医療事業は18万4,000円の減額、参考図書代1万円の減額、郵便料2,000円、審査支払手数料2,000円、未熟児養育医療費17万円、それぞれ対象者はありませんでしたので全て皆減となっております。健康増進事業は5,000円の減額、新聞折込料でございます。

3目母子健康センター費66万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。母子健康センター費一般1万3,000円の減額、職員普通旅費で6,000円、文具類で7,000円それぞれ減額です。母子保健事業65万1,000円の減額、講師謝礼で2万円の減額、普通旅費で5,000円の減額、それから委託料では産後ケア委託料の25万5,000円、子育てヘルパー委託料32万1,000円、それぞれ事業費の確定に伴う減額でございます。補助金、不妊・不育治療助成金は皆減となっております。

4目保健福祉センター費につきましては、財源補正でございます。

5目環境対策費3万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。自然保護事業で3万4,000円、環境保全監視員の謝礼2万5,000円と文具類6,000円、新聞折込料3,000円それぞれ減額でございます。

6目廃棄物対策費24万円の減額です。説明欄を御覧ください。一般廃棄物対策事業24万円の減額で、職員研修負担金1万円の減額と生ごみ処理機の設置補助金、こちらにつきましては事業費の確定により23万円の減額でございます。

6款1項1目農業委員会費4,000円の減額。説明欄を御覧ください。農業者年金管理事業、その他消耗品でございます。

2目農業総務費71万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。人件費、それから共済費、それから駐車料金等の事業費の確定に伴う減額です。

3目農業振興費3,724万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。中山間地域等直接支払推進事業1万円の減額、食糧費で事業従事者等賄5,000円の減額と郵便料5,000円の減額でございます。経営所得安定対策推進事業につきましては、会計年度任用職員給の42万1,000円の減額です。集落支援機構運営事業は92万3,000円の減額、共済費の減額です。トマト選果施設整備支援事業3,588万7,000円の減額です。事業費に伴う補助金の減額で、強い農業づくり総合支援交付金の部分でございます。あわせまして、特定財源では国県支出金、それから白川町の負担金も併せて減額となります。

4目農業構造改善事業費13万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。施設修繕料の事業費の確定に伴う減額です。

7目農地費703万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。農地総務費で703万4,000円、人件費、それから委託料では測量設計業務委託料、事業費の確定に伴うものでございます。工事請負費では、農地・農業用施設維持管理工事50万円の減額と農業用施設小規模修繕等単価契約工事149万9,000円

の減額、基金活用農用地等修繕工事88万円の減額、農道舗装工事20万2,000円の減額となります。いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。負担金では、県営農道事業負担金の294万9,000円の減額、それから県営中山間地域総合整備事業（つちのこの里）の7万5,000円の減額でございます。積立金では、農用地等保全対策基金積立金32万9,000円を追加しています。中川原水辺公園管理費、これは財源補正ですが、財源につきましては、森林環境譲与税の繰入金を充てさせていただいております。ステージ棟の木材使用の部分に係るものでございます。

2項1目林業総務費135万円の減額。説明欄を御覧ください。人件費と、積立金で森林環境譲与税基金積立金84万円の減額です。額の確定に伴うものでございます。

2目林業振興費361万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。一般林業振興費で中川原水辺公園に設置しました木製遊具の事業費の確定で21万6,000円の減額、それからF S C森林認証管理事業15万3,000円の減額、有害鳥獣捕獲事業117万3,000円の減額、森林整備地域活動支援交付金事業は財源補正でございます。村有林管理事業26万4,000円の減額、事業系消耗品24万6,000円と林道・作業道修繕工事1万8,000円の減額でございます。企業参加型森林整備推進事業と枯損木処理緊急整備事業につきましては、財源補正でございます。

次のページの100年の森林づくり構想事業、自伐林家型地域森林整備事業、林地台帳整備事業につきましても財源補正でございます。林業活性化担い手育成事業180万6,000円の減額、電気使用料で6,000円の減額と林業活性化担い手育成補助金180万円の減額、人数確定をしておりますので減額でございます。

3目林道総務費376万4,000円の減額。林道総務費で、委託料では林道測量設計委託料、前山谷線に係る測量設計の部分でございます。49万8,000円の減額。工事請負費では、林道維持修繕工事9万3,000円の減額と上田谷流路工整備工事317万3,000円の減額、いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。林業費では特定財源、その他部分がありますけど、これにつきましては森林環境譲与税の繰入金のそれぞれの増減でございます。中に一般財源がプラスとなっております箇所がありますが、システム上のエラーがありまして若干追加となっておりますが、ほぼほぼ森林環境譲与税が充てられておりますので御了承いただきたいと思います。

7款1項1目商工振興費101万円の減額。説明欄を御覧ください。人件費のほか、職員旅費18万1,000円の減額とタクシー代6,000円の減額でございます。

2目地域づくり推進費2,649万円の減額。説明欄を御覧ください。東白川つながるナビ事業で303万8,000円の減額。補助金では、清流の国ぎふ移住支援事業補助金50万円とN P O法人つちのこ村活動補助金253万8,000円の減額、いずれも事業費の確定です。関係人口交流事業7,000円の減額、タクシー代です。イベント支援事業は財源補正です。地域産業活性化対策事業22万円の減額、旅費で職員普通旅費6,000円の減額、使用料でE Cモールの有料道路料金8,000円とE Cモール駐車料金等で6,000円の減額。補助金では雇用促進奨励金20万円の減額、いずれも事業費の確定によるものです。観光振興事業39万4,000円の減額、報償費で12万円、ゆるキャラのP R活動謝礼で12万円の減額、旅費で、ゆるキャラP R活動費用弁償3万3,000円の減額と交通費で8,000円の減額です。需

用費では、イベント用文具類1万1,000円とつちのこ手さげ袋の作成費13万4,000円の減額、新聞広告掲載料では5万円の減額、使用料では駐車料金等で9,000円、有料道路料金で9,000円それぞれ減額、負担金では観光協会視察研修負担金2万円の減額です。いずれも事業費の確定に伴うものです。フォレストスタイル事業は財源補正でございます。財源につきましては使用料でございます。地域おこし協力隊事業867万4,000円の減額、人件費のほか、補助金で地域おこし協力隊員の住宅等補助金が99万8,000円、地域おこし協力隊活動補助金で194万1,000円の減額、事業費の確定に伴うものでございます。ふるさと納税事業1,320万円の減額、報償費で、ふるさと納税還元記念品で650万円の減額、宅急便料金で520万円の減額、ふるさと寄附金受付決済システム使用料で150万円の減額、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。集落支援員事業95万7,000円の減額、人件費でございます。

8款1項1目土木総務費263万7,000円。説明欄を御覧ください。土木総務費一般で人件費、それから旅費では職員普通旅費33万2,000円の減額、負担金で各種研修会の参加負担金35万6,000円と土木積算システム保守負担金33万4,000円、それぞれ減額でございます。公共施設等自主修繕支援事業67万3,000円の減額、補助金で自主修繕支援補助金、事業費の確定に伴うものでございます。

2項1目道路橋梁維持費2,283万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業396万3,000円の減額、委託料で、村道日照木等除去委託料53万4,000円の減額、村道除雪等業務委託料44万7,000円の減額、工事請負費では、小規模修繕等単価契約工事18万2,000円の減額、村道大口北線舗装新設工事39万2,000円の減額、原材料費で道路維持管理用原材料費108万6,000円の減額、負担金では、県道改良・舗装・橋梁整備事業負担金96万8,000円の減額と黒川東白川照明器具電気代負担金19万3,000円の減額です。補償費では日照木等補償費16万1,000円の減額で、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。道の駅管理費20万円の減額、電気使用料でございます。緊急自然災害防止対策事業77万3,000円、五加地内の落石対策工事の事業費の確定に伴う減額です。道路メンテナンス補助事業1,790万円の減額、委託料で小峠橋補修設計委託料650万円の減、こちらは歳入でも御説明しましたが、内示額が少なかったため皆減となっております。工事請負費、佐広橋及び宮洞橋補修工事1,140万円の減額、事業費の確定に伴う減額でございます。交通安全対策（通学路緊急対策）事業、こちらは財源補正でございます。

3項1目住宅管理費3,000円の減額。説明欄を御覧ください。新聞折込料です。

4項1目河川砂防費75万円の減額。説明欄を御覧ください。工事請負費で河川維持修繕工事50万円の減額、それから負担金で公共急傾斜地崩壊対策負担金25万円、いずれも皆減でございます。

9款1項1目非常備消防費63万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。消防総務費50万4,000円の減額、報酬で団員報酬が24万9,000円、団員数確定に伴う減額でございます。災害補償費、消防団員災害補償費1,000円の減額、消防団報償金が10万円の減額、旅費で職員普通旅費5万円の減額、食糧費、消防一般の食糧費で4,000円の減額と火災等たきだし等食糧費10万円の減額です。消防訓練費4万5,000円の減額、費用弁償で講習会等参加費用弁償でございます。村操法大会費1万1,000円の減額、郵便料8,000円と新聞折込料3,000円それぞれ減額です。出初め式経費6万7,000円の減

額、事業従事者等賄で6万2,000円、郵便料で5,000円それぞれ減額です。入退団式経費5,000円の減額、郵便料でございます。

2目消防施設費、消防施設管理費で22万7,000円の減額です。施設修繕料、車両と車庫の修繕料でございますが確定に伴う減額でございます。防災センター管理費10万円の減額、防災センターの修繕料の事業費の確定です。

3目災害対策費11万1,000円の減額、災害対策費、食糧費で防災一般食糧費2万5,000円と避難所設備等修繕料7万円、役務費、手数料では防災士申請手数料1万6,000円それぞれ減額でございます。

10款1項1目教育委員会費4万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。消耗品費の事務用消耗品1万7,000円、食糧費では県教育委員研究総会賄1万円の減額でございます。負担金、県市町村教育委員会連合会負担金2万円のそれぞれ事業費の確定に伴う減額です。

2目事務局費265万9,000円の減額。教育委員会事務局費で248万3,000円の減額です。人件費、それから旅費では車両借上げ費用弁償3万8,000円の減額、負担金では英語指導助手設置事業負担金10万円と食と文化の館物価高騰対応負担金で15万7,000円、それぞれ事業の確定に伴う減額です。義務教育学校整備事業17万6,000円の減額、こちらについては、義務教育学校整備事業基本設計委託業務の事業費の確定に伴う減額でございます。

2項1目学校管理費188万9,000円の減額。説明欄を御覧ください。小学校管理費一般で17万8,000円の減額、検診・検査料で、輪転機設置手数料、それから薬剤処分料の減額でございます。スクールバス管理費171万1,000円の減額、人件費のほか事業系消耗品22万6,000円の減額と施設修繕料5万円の減額、公課費ではスクールバスの重量税10万7,000円の減額でございます。

2目教育振興費は、小学校の教育振興費一般で財源補正でございます。

3項1目学校管理費20万円の減額。説明欄を御覧ください。中学校管理費一般は10万円の減額、使用料では、大会出場バス借上料で10万円の減額でございます。こちらは県大会への出場がありませんでしたので皆減となっております。中学校施設営繕費10万円の減額、施設修繕料でございます。

2目教育振興費87万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。中学校教育振興費一般で87万1,000円、報酬のほか、講師等謝礼で部活コーチの謝礼でございますが、10万4,000円の減額と教材備品の修繕料6万7,000円の減額でございます。

4項1目社会教育総務費61万7,000円の減額でございます。説明欄で、社会教育総務費一般51万1,000円の減額です。需用費では事業系消耗品（トップアーティスト）事業5万円、食糧費の1万4,000円、それから委託料の業務委託料33万円、負担金の11万7,000円が減額となっております。トップアーティスト事業については、県の事業で代替をしたため全て皆減となっております。文化財保護事業5万4,000円の減額。報償費で文化財調査謝礼2万円の減額、需用費で事業系消耗品2万5,000円と事業従事者等賄9,000円の減額でございます。放課後児童支援事業5万2,000円の減額、安全管理員の謝礼でございます。

2目公民館91万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。公民館総務費で9万1,000円の減額、講

師謝礼でございます。はなのき会館管理費は43万円の減額、特定建築物定期点検委託料、はなのき別館が検査対象外のため減額となっております。はなのき会館ホール事業17万1,000円の減額、報償費1万1,000円の減額、講師等費用弁償5万円の減額、手数料では、映画上映会レンタル手数料11万円の減額、今井友樹さんの映画上映会がありませんでしたので皆減となっております。文化の香り立つ活動事業22万円の減額、講師費用弁償11万1,000円、それから職員普通旅費で4,000円の減額、需用費で文具類7万3,000円の減額と食事等賄材料費1万4,000円の減額、使用料では駐車料金等5,000円の減額と有料道路料金1万3,000円の減額、こちらは、MOAアトラクションを委託料に集約したため皆減となっております。

5項1目保健体育総務費20万5,000円の減額。説明欄を御覧ください。負担金で、スポーツ推進委員研修会負担金3万9,000円と東海四県スポーツ推進委員研究大会負担金7万9,000円の事業費の確定に伴う減額でございます。生涯体育活動事業8万7,000円の減額、報償費で軽スポーツ大会景品代4万9,000円の減額と、需用費では事業用消耗品、軽スポーツ大会の開催費3万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、ウォーキング大会を計画しておりましたけど、定住自立圏事業のかもけんウォーキングを開催したため皆減となっております。総合運動場管理費、それから学校開放施設管理費につきましては、特定財源、使用料が入りますので財源補正とさせていただきます。

12款1項2目利子378万7,000円の減額。公債費の償還利子でございます。村債償還利子249万2,000円の減額、一時借入金利子129万5,000円の減額でございます。以上です。

○議長（今井美和君）

村民福祉課課長 安江由次さん。

○村民福祉課課長（安江由次君）

専第3号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,109万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,024万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いいたします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額668万9,000円の減額です。説明欄を御覧ください。医療給付費分で普通交付金を850万円の減、特別調整交付金で45万円の増、県繰入金（2号分）で142万1,000円の増、特定健康診査等負担金で6万円の減、それぞれ交付決定により増減するものでございます。

続きまして、5款1項1目一般会計繰入金150万円の減額です。説明欄を御覧ください。職員給与等繰入金で50万円の減、これは事務費の減額分です。出産育児一時金等繰入金で100万円の減、こちらは対象者がいなかったことによる皆減となります。

6款1項1目繰越金291万円の減額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金で291万円の減となっております。

続きまして、8ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額26万4,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。旅費で1万4,000円の減、役務費の手数料で共同処理（被保険者異動）分として25万円の減、いずれも決算見込みによる減額となっております。

1款2項1目賦課徴収費、補正額50万円の減額となります。説明欄を御覧ください。電算処理委託料で50万円の減、決算見込みによる減額となっております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額650万円の減額となります。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者療養給付費の減少による650万円の減額となっています。

次のページへお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額200万円の減額となります。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者高額療養費の減少による200万円の減額となります。

2款4項1目出産育児一時金、補正額150万円の減額となります。説明欄を御覧ください。歳入でも申しましたとおり、出産育児一時金の対象者がいなかったことによる皆減となっております。

2款4項2目審査支払手数料、補正額1,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。出産育児一時金の審査支払い分の直接支払手数料となりますので、こちらも皆減となっております。

次ページをお願いいたします。

5款1項1目疾病予防費、補正額4,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。国民健康保険保健事業の保健師の研修会負担金ですが、研修会自体はありましたが、会のほうに余裕があったということで不用になったことによる減額となっております。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額33万円の減額となります。説明欄を御覧ください。令和5年度特定健康診査負担金の額の確定による減額となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

引き続き、介護保険特別会計をお願いいたします。

専第4号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）。令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億472万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額2,000円の増額です。説明欄を御覧ください。介護給付費負担金（過年度追加分）となりますが、令和2年分の国への返還における県負担金分となります。

続きまして、6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額1,000円の増です。説明欄を御覧ください。介護保険料軽減事業繰入金として一般会計からの繰入れとなります。

次ページをお願いいたします。

3. 歳出。

7款1項2目給付費償還金、補正額3,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。22節の償還金として、令和2年度国への返還金3,000円分の増額補正となります。

介護保険特別会計は以上です。

○議長（今井美和君）

診療所事務局長 若井純さん。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、専第5号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,821万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和7年3月31日、東白川村長。

それでは、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正、そして続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページ、歳入を御覧ください。

2. 歳入。

2款2項1目手数料、補正額10万円の減額です。証明書等文書手数料の確定による減額です。

6款1項1目繰越金、補正額230万8,000円の減額です。前年度繰越金の減額ですが、収支のバランスを取るものです。

8款1項1目指定寄附金、補正額15万円の増額。医療設備整備基金寄附金として、村内のお二方から御寄附をいただきました。

8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費の一般管理費、補正額115万1,000円の減額です。説明欄を御覧ください。

再任用職員給、燃料費、光熱水費、修繕料、給食材料費の確定による減額です。

2款1項1目、医業費の一般管理費、補正額22万円の減額です。緊急時出動手当の確定による減額です。

同じく2目医療管理費、補正額103万7,000円の減額です。説明欄を御覧ください。在宅用酸素諸費用が49万7,000円の減額、検体検査業務委託料が69万7,000円の減額で、ともに確定によるものです。また、備品購入費では、聴力検査用器具オーディオメータ購入に伴う15万7,000円の増額です。

3款1項1目基金積立金、補正額15万円の増額です。歳入で説明をいたしました指定寄附金を医療設備等整備基金に積み立てるものです。

国保診療所会計については以上です。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。10分間、11時15分開始になります。よろしくお願いいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（今井美和君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

専第2号の一般会計補正予算についてお尋ねをします。25ページです。

基本的には給料、人件費の件であるとか、それぞれの事業の組立ての中で精算ということで伺いましたので、詳しい部分については決算の折に伺いますが、25ページの負担金補助及び交付金103万9,000円というところで、濃飛バスの支払いの分やというようなお話があったわけですが、これはこの時点で精算ということであるのか。本来なら事業費はほぼほぼ分かっていたはずなので、3月に足りない分の補正が上がっておくべき事業のものであったのか、精算にしてはちょっと金額が大きいと思いますので、この件について御説明をお願いします。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（伊藤秀人君）

これにつきましては、5番議員おっしゃるとおり、3月補正で行うべきところではあるかと思いますが、県からの交付決定、それから額の拡大について3月14日付で交付決定をいただいておりますので、それに合わせて確実な金額をとというのを提示したかったものですから今回の補正となっております。以上でございます。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

先ほど農林水産業費の林業振興費の辺りで、説明の中で、システムのの辺り、システムのというところで止まっておりますが、実はこれは何がどうなっていなきやいけなかったのか、できればなぜそんなことが起きたのかとかも含めた答弁、説明のほうをお願いしたいと思いますけど。

○議長（今井美和君）

何ページですか。

○6 番（桂川一喜君）

ごめんなさい、失礼しました。一般会計の42ページ辺りなので、これは結構幅広く言われたシステムのという話だったので、お願いします。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（伊藤秀人君）

6 番議員おっしゃられるのは、林業振興費の特定財源のその他の部分だとは思いますが。森林環境譲与税の繰入金、それぞれ事業費の確定によって増減をしておりますが、入力する際に、例えば企業参加型森林整備推進事業の財源補正が68万4,000円の減額としておりますけど、一般財源で68万4,000円と出ておる部分、こういった部分の御質問かと思っておりますけど、実際入力していったら、どういうわけだかシステムエラーが起こりまして、この一般財源が出ておるんです。実際は森林環境譲与税を全額繰入れをして、そこに充当しておりますので一般財源がゼロという形になっておるわけなんですけど、財政のほうの担当者と話をしたところ、これは直せないからということで、こんな形になってしまっております。ちょっと分かりづらいかと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

すみません、これは今回1年間監査もやらせてもらったんですけど、たまにそういう説明を受けるんですけど、そんなものは言っちゃあ悪いけど、手で修正して説明資料として出しても何の問題もないはず。もし万が一、手で修正できないんでしたら、ちゃんと口頭でもっと正確な数字を発表していただいて、お手元の資料をそれと修正してくださいと言えば済むと思うんで、よくシステム上は手直しができないということで、そのままの結果だけ報告されることがあるんですけど、正しい状態がどうなのかをきちんと説明さえいただければ、この質問自体しなくて済むと思いますので、今後資料の出し方、それから説明の仕方について考慮願えるかの返答をちょっとお願いした

いと思います。

○議長（今井美和君）

副村長。

○副村長（桂川憲生君）

監査のほうでも時折そういったものがございましたので、それを含めて、また課長会議などで意思統一といいますか、改善を図りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2 番。

○2 番（安保泰男君）

一般会計38ページ、4 款衛生費の 6 目の産業廃棄対策ですね。この中の説明欄にあります生ごみ処理の補助金23万円減額となっております。このことについてですけれども、これは肝煎りで始めたものだと思います。産廃が増えて重たくなって、生ごみが重さ幾らでかかるということで、生ごみ処理機を補助しようということで、全般的に村全体で進めようということで始まったわけなんですけれども、実際のところ、これは減額になってきているということは、これの効果というか、何件ぐらい補助が出てきて、それに対する 1 年やって実際に効果が出てきているのか、そこら辺の御説明をお願いします。

○議長（今井美和君）

産業建設課課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

今 2 番議員の言われた御質問でございますが、今年これが23万円の減額は、基数がそれだけ要望がなかったので減額をしましたが、今まで補助をしてきて可燃ごみの数量が減ったかということ、生ごみで微と、台数も少ないので、設置台数が、そこまで可燃ごみの数量は減った統計にはなっておりませんが、皆さんの努力が今後、基数が増えていけばもっと目に見えてくるかなと思いますけれども、一応可燃ごみ数量の統計としては微増、微減とか、その月によって判断は難しいですけど、あまり効果が出ておるか、すぐ出ておるかという微妙なところでございますが、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

2 番。

○2 番（安保泰男君）

今の答弁のほうで微増、微減という形ですけど、今後長い目で見てこれを続けられるという方向性ということでよろしいでしょうか。

○議長（今井美和君）

産業建設課課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

補助が始まって3年くらいたちますけれども、今、基数、設置台数はちょっと持っておりませんのであれですが、長い目で見て、設置台数、コンポストが増えていけば可燃ごみの統計数量が減ってくるのは見えてくるのかなと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

7番。

○7番（樋口春市君）

一般会計の54ページ、10款4項2目のはなのき会館の管理費でございますけれども、特定建築物の定期点検の委託料の減額ということですが、この別館のほうは一体鉄骨でできているのか、木造でできているのかによっても点検年数の期間というのは変わってくるものと思いますが、それも含めて、また枠を外れたということで今後どのようなチェックをされていくのか教えていただきたいと思えます。

○議長（今井美和君）

教育課長。

○教育課長（渡辺泰司君）

この特定建築物定期点検委託料ですけれども、こちらは建築基準法第12条に基づく法定点検ということでありまして、対象となるのは不特定多数の人が利用する建築物になります。

教育委員会の所管の施設では、はなのき会館の本館が従来より対象ということで点検をされていて、おおむねというのか、はなのき会館に関しては3年に1度の点検を実施しておりました。今回の補正につきましては、別館のほうを対象でなかったということで減額をさせていただいたんですけれども、以前の点検の際に、県のほうから、はなのき会館別館のほうを対象になるのではという可能性について言及をされました。ただし、この運用については国の大まかな枠組みがありますが、その運用については県のほうで細かい規定等がありまして指定されるわけですが、流れとしては、年度当初に県のほうから、この建物が点検の対象になりますので、いついつまでに点検結果の報告をしてくださいという通知があるわけですが、今回以前の県の可能性の言及についてあったということがあって予算組みをしていたんですけれども、結果として年度当初の県の指定建築物という中には入ってこなかったということでございましたので点検はしなかったという、それに伴い、今回減額をさせていただいたということになります。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから専第5号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第1号 東白川村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから専第5号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの5件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第4、議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人さん。

○総務課長（伊藤秀人君）

この改正は、刑法等の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例において規定の整理をするものでございます。

それでは、本文を読み上げます。

議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。令和7年4月28日提出、東白川村長。

次のページをお開きください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

第1条から第5条があります。

第1条、東白川村職員の分限に関する条例の一部改正、第2条、東白川村職員の給与に関する条例の一部改正、第3条、東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正、第4条、東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第5条、東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、これらの条例中「禁錮」「懲役」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

附則、（施行期日）第1条、この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）第2条、この条例の施行前にした行為の処罰については、な

お従前の例による。

２．この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の刑法第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮または旧刑法第16条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）第３条、拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（東白川村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）第４条、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の東白川村職員の給与に関する条例第23条の６第１項及び第５項の規定の運用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これから、議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第 5、議案第36号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人さん。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第36号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）。令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,472万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 7 年 4 月 28 日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と 5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7 ページをお開きください。

2. 歳入。

10 款 1 項 1 目地方交付税72万7,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

3. 歳出。

2 款 1 項 1 目一般管理費45万4,000円の追加。説明欄を御覧ください。公共交通事業で45万4,000円の追加です。備品購入費、ドライブレコーダーでございます。つちのこバスの設置をします。全方位録画撮影が可能なドライブレコーダー 4 台と、それから診療所の送迎バス 3 台、合計 7 台分のドライブレコーダーを追加するものでございます。

6 目企画費27万3,000円の追加。官民協働のむらづくり体制構築事業、報償費で暦くらす講師謝金 7 万5,000円の追加、役務費では新聞折込料、それからイベント保険料、それぞれ 1 万8,000円と 6,000円の減額でございます。これにつきましては、次の委託料、暦くらす開催委託料25万2,000円のほうへ組替えをし、そちらで対応をしていただくこととします。使用料では、施設等使用料 3 万円の減額、こちらも暦くらす委託料のほうへ追加をします。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○副議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま今井美和君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（樋口春市君）

追加日程第6として、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井美和君の除斥を求めます。

〔議長 今井美和君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和7年4月28日、東白川村議会議長。東白川村議会副議長 樋口春市様。以上でございます。

○副議長（樋口春市君）

お諮りします。今井美和君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、今井美和君の議長の辞職を許可することに決定しました。

今井美和君の除斥を解除します。

〔4番 今井美和君 入場・着席〕

今井美和君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（樋口春市君）

追加日程第7、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江真治君及び安保泰男君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、安江健二君 7 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。よって、安江健二君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、ここで新議長に御挨拶をいただきます。

安江健二君。

○新議長（安江健二君）

ただいまの臨時議会で議長選挙の結果、議長に推挙をいただきました安江健二でございます。

もとより浅学非才な者ではありますが、ふるさと東白川村のために精いっぱい努力をさせていただき、覚悟でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

○副議長（樋口春市君）

続きまして、前議長より御挨拶をいただきます。

今井美和君。

○4 番（今井美和君）

議員の皆様、そして行政の皆様、1 年間お支えいただき、御指導いただき、ありがとうございます。議長はこれで終わりましたが、一議員として議会運営をサポートしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名として私が指名されましたが、先ほどの議長選挙において議長に当選したことから、会議規則第 113 条の規定による会議録署名議員の数が欠けることから、新たに会議録署名議員として 4 番 今井美和議員を追加指名します。

ただいま樋口春市君から副議長辞職願が提出をされました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 8 として議題としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定をいたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（安江健二君）

追加日程第8、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、樋口春市君の除斥を求めます。

〔副議長 樋口春市君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和7年4月28日、東白川村議会副議長 樋口春市。東白川村議会議長 安江健二様。以上でございます。

○議長（安江健二君）

お諮りします。樋口春市君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、樋口春市君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

樋口春市君の除斥を解除します。

〔7番 樋口春市君 入場・着席〕

樋口春市君に副議長の辞職が許可されたことを報告いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定をいたしました。

◎副議長の選挙

○議長（安江健二君）

追加日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番 今井美和君、5番 今井美道君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

今井美和君及び今井美道君、開票に立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、安保泰男君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、安保泰男君が副議長に当選をされました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長に御挨拶をいただきます。

○新副議長（安保泰男君）

ただいま、副議長を拝命しました安保泰男でございます。

微力ではありますが、村民の皆様の暮らしに寄り添いながら、第6次総合計画実現のために議会としてのチェック機能と提言を果たしていきたいと思っております。

議長を補佐して、円滑な議会運営にも努めることをここに誓っていききたいと思います。今年1年よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定をいたしました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（安江健二君）

追加日程第10、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

当議会は、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっており、全議員が総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定をしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午後0時02分 休憩

午後0時04分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告をさせます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果についてを報告します。

総務常任委員長に今井美道議員、総務常任副委員長に今井美和議員、産業建設常任委員長に樋口春市議員、産業建設常任副委員長に安江真治議員。

以上で報告を終わります。

○議長（安江健二君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定をいたしました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（安江健二君）

追加日程第11、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、5番 総務常任委員長 今井美道議員、7番 産業建設常任委員長 樋口春市議員、2番 副議長 安保泰男議員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、今井美道君、樋口春市君、安保泰男君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定をしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席をいたします。

午後0時06分 休憩

午後0時07分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告をさせます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長に樋口春市議員、同副委員長に今井美道議員。

以上で報告を終わります。

○議長（安江健二君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午後0時08分 休憩

◎同意第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き、追加日程第12、同意第2号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安江真治君の除斥を求めます。

〔1番 安江真治君 退場〕

本件につきまして提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和7年4月28日提出、東白川村長。

記、氏名、安江真治。生年月日、昭和〇〇年3月22日生まれ。住所、東白川村越原〇〇番地〇。

提案理由を申し述べます。

監査委員の辞職により、議会代表の監査委員に新たに安江真治氏を選任するものであります。選任について、議会でも御協議をいただいた上での同意を求めるものでございます。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案どおりに同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めるこ

とについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

安江真治君の除斥を解除します。

〔1 番 安江真治君 入場・着席〕

安江真治君に、東白川村監査委員の選任につき議会が同意したことを告知します。

字句及び数字等の整理についてお諮りをします。本臨時会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午後0時13分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長
署 名 議 員

新 議 長
署 名 議 員

副 議 長

署 名 議 員